

令和7年8月1日

懲戒処分公表について

令和7年7月31日付で職員の懲戒処分等を行いましたので、錦町職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、下記のとおり公表いたします。

住民の皆様並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに対し、心からお詫び申し上げます。

1. 被処分者の所属 錦町役場 地域整備課 30代
2. 役 職 主 事
3. 処分等の種類 停職6カ月
4. 発 令 日 令和7年7月31日 (同日付で依願退職)

5. 事案の概要

事案①

町水道事業会計における賃借料、使用料等の支払いについて、17件の事務処理を放置し遅延させ、うち3件については私費による立替払い(61,171円)を行っていた。

事案②

職員の私的なスポーツ系の親睦団体の会計を務めていた令和5年8月頃から令和7年3月にかけて、団体の通帳から現金を引き出し、また、集金した会費を入金することなく、約130万円を私的に流用し、借金の返済などに充てていた。会計担当の引継ぎを行う中で不適切な会計処理が発覚した。全額を返済済み。

6. その他

事案①について、当該職員の非違行為に関し管理監督する立場の上司として、指導、監督に欠けた点があり、職員の属する当時の担当課長、担当係長をそれぞれ文書による嚴重注意処分とした。

事案②について、親睦団体は被害額の弁済を受け、刑事告発等を行わないこととしている。また、公務外の非違行為のため管理監督責任については該当なしとする。

これまで各種団体等の公金の取扱いについては、通帳・印鑑の管理をルール化していましたが、今後、再発防止策として各部署又は個人で管理する各種団体等の口座について、公金か否かにかかわらず定期的に点検確認することとしました。